

## 居宅介護支援事業所 前野 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団明芳会が開設する、居宅介護支援事業所 前野(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

\* 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合でも、積極的に受け入れる態勢を整え、支援が困難な利用者に対して必要な居宅介護支援の提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 居宅介護支援事業所 前野

二 所在地 東京都板橋区小豆沢二丁目十九番九号 丸大小豆沢ビル三〇二号室

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 兼 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

二 介護支援専門員 専従常勤職員 1名以上(管理者兼務1名及び主任介護支援専門員1名含む)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日と年末年始(12月30日から1月3日)を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 営業時間外、又は、緊急の場合は、各担当介護支援専門員のそれぞれの社用携帯へご連絡を頂く事で、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示上の額)によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接当事業者に支払われない場合は一旦介護報酬告示上の額を徴収し、サービス提供証明書を発行する。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に説明し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は自社方式を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という。)するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回のモニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

五 介護支援専門員は複数居宅サービス事業所の紹介をし、利用者及び家族等に選択をして頂く。又、利用者及び家族等は居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求める事ができる。

六 介護支援専門員は利用者及び家族等が医療系サービスの利用を希望されている場合等は、利用者及び家族等の同意を得て主治の医師等の意見を求める。この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する。

七 介護支援専門員は利用者が入院された場合、入院先の医師等と利用者の情報の共有をし、円滑な在宅復帰を支援する。また、家族等に担当介護支援専門員の氏名等を医療機関に伝えて頂くよう努める。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

## ○ 料 金

	単位数	報酬単価の金額	備考		
要介護1・2 ※1	1, 086単位	12, 380円	※1 居宅介護支援費(I)での基本算定の場合。		
要介護3・4・5 ※1	1, 411単位	16, 085円	※2 新規及び要支援から要介護に移行した場合、要介護状態区分2段階以上変更した場合。		
初回加算※2	300単位	3, 420円	※3 I. 入院後3日以内に医療機関へ必要な情報提供を行った場合。 II. 入院後7日以内に医療機関へ必要な情報提供を行った場合。		
入院時情報連携加算I※3	250単位	2, 850円			
入院時情報連携加算II※3	200単位	2, 280円			
退院・退所加算※4	カンファレンス参加無 1回450単位 2回600単位 3回900単位	カンファレンス参加有 1回600単位 2回750単位 3回900単位	カンファレンス参加無 1回5,130円 2回6,840円 3回10,260円	カンファレンス参加有 1回6,840円 2回8,550円 3回10,260円	※4 病院等の職員と面談・カンファレンス等をした上で、居宅サービス計画を作成した場合、入院または入所期間中1回を限度で算定可。
通院時情報連携加算※5	50単位	570円	※5 医療機関で医師の診察診断を受ける際にケアセミナーが同席し医師等と情報連携行った場合		
特定事業所医療介護連携加算※6	125単位	1, 425円	※6 特定事業所加算算定かつ退院・退所加算の算定やターミナルケアマネジメント加算の算定実績が前々年度の3月から前年度の2月までの間で、各加算算定の規定回数に達している場合		
特定事業所加算I※7	519単位	5, 917円	※7~10		
特定事業所加算II※8	421単位	4, 799円	算定規定に基づき、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する場合。		
特定事業所加算III※9	323単位	3, 682円			
特定事業所加算(A)※10	114単位	1, 300円			
ターミナルケアマネジメント加算※11	400単位	4, 560円	※11 「末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者」を居家介護支援する上で、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うなど適切な算定要件に当たる場合。		

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東京都板橋区、北区、豊島区、練馬区内とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 当事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団明芳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

2 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第2号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正施行する。この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から一部改正施行する。

この規定は、平成26年4月1日から一部改正施行する。この規定は、平成26年10月1日から一部改正施行する。

この規定は、平成27年4月1日から一部改正施行する。この規定は、平成 28 年 4 月 21 日から一部改正施行する。

この規定は、平成29年1月1日から一部改正施行する。この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から一部改正施行する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から一部改正施行する。この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規定は、令和 6 年 10 月 12 日から一部改正施行する。